

(第12号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">1, 248, 000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1, 001, 800円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">878, 100円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804, 300円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の162</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の166</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～23 (略)</p> <p><u>24 平成29年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の37.04」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成29年3月1日から施行する。</u></p>	区長	1, 248, 000円	副区長	1, 001, 800円	教育長	878, 100円	常勤の監査委員	804, 300円	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">1, 245, 600円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">999, 900円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">876, 400円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804, 300円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の157</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の161</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～23 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区長	1, 245, 600円	副区長	999, 900円	教育長	876, 400円	常勤の監査委員	804, 300円
区長	1, 248, 000円																
副区長	1, 001, 800円																
教育長	878, 100円																
常勤の監査委員	804, 300円																
区長	1, 245, 600円																
副区長	999, 900円																
教育長	876, 400円																
常勤の監査委員	804, 300円																

(参 考)

第2条関係

	区長	副区長	教育長
現 行	1,245,600	999,900	876,400
改正案	1,248,000	1,001,800	878,100
差	2,400	1,900	1,700

第5条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	157/100	161/100	343/100
改正案	25/100	162/100	166/100	353/100
差	0	5/100	5/100	10/100